

## 国における公文書管理法制の検討の経緯

- 1959（昭和34）年** 日本学術会議が内閣総理大臣に対し、国立公文書館を設置し、公文書の散逸防止およびその一般利用のための有効適切な措置を講ずることを勧告
- 1971（昭和46）年** 総理府の施設等機関として、国立公文書館を設置
- 1987（昭和62）年** 公文書館法を制定
- 1991（平成3）年** 国立公文書館長の諮問機関が「公文書の保存・管理等に関する研究報告書」を公表。公文書館法には、各省庁が保存する公文書記録の国立公文書館への移管義務に関する規定等が欠如しており、法改正の必要があると指摘した。
- 1997（平成9）年** 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称）案の国会審議の過程で、公文書管理法の制定が提言された。
- 1999（平成11）年5月14日** 行政機関情報公開法を公布
- 同年6月23日** 国立公文書館法を公布
- この国立公文書館法の規定により、歴史的価値のある非現用文書については、国の機関から内閣総理大臣に移管することが法律上は可能となっていたため、行政機関のみならず、立法機関、司法機関の非現用文書も移管対象にできたが、「協議による定め」に基づき移管されることになっており、協議による定めを締結することが前提となっていた。
- 2001（平成13）年3月30日** 国立公文書館法の「協議による定め」の規定を受けて、この日付けで、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」を閣議決定し、同一件名の内閣総理大臣と会計検査院長との申合わせがなされ、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について」という各府省庁官房長等申合わせなどが行われた。
- 同年4月1日** 行政機関情報公開法の施行
- 我が国においては、現用文書の管理については、この行政機関情報公開法が制定されるまでは、各府省の長が定める文書管理規程による分担管理が徹底しており、必ずしも統一的な処理がなさ

## 資料 2

れていなかった。しかし、この法律の制定に伴い、情報公開に対応した文書管理の必要性が強く認識されるようになった。

### 〈参照条文—制定当初の行政機関情報公開法37条〉

- 1 項…行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。
- 2 項…行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 項…前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

**2003（平成15）年 7 月** 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会（内閣府大臣官房長研究会）が「中間とりまとめ」を公表し、直ちにに取り組むべき事項と検討を継続すべき論点を整理した。

**同年12月** 内閣府大臣官房長研究会が「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等に係る実態調査報告書」を公表した。

**2004（平成16）年 6 月** 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（内閣官房長官懇談会）が「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて」と題する報告書を公表

**2006（平成18）年 3 月** 国立公文書館が「電子媒体による公文書等の適切な移管・保存・利用に向けて」と題する報告書を公表

**同年 6 月** 内閣官房長官懇談会が「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」を公表

**2007（平成19）年** 「消えた年金記録」、海上自衛隊補給艦「とわだ」の航海日誌の保存期間満了前の廃棄、防衛省の装備審査会議の議事録の未作成、C型肝炎関連資料の放置等、文書管理の不適切さを示す事件が社会的に注目を集めた。

**同年12月** 公文書館推進議員懇談会（平成17年 3 月発足）が「この国の歩みを将来への資産とするために—『緊急提言』」を内閣総理大臣に提出し、文書管理法（仮称）の制定を提言

**同年同月** 行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議を設置し、「行政文書の管理の徹底について」を申し合わせた。

**2008（平成20）年 1 月 1 日** 内閣府に公文書等保存利用推進室を設置

## 資料 2

**2008（平成20）年 1月18日** 福田康夫内閣総理大臣が、衆議院本会議における施政方針演説の中で「行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」と明言

**同年同月29日** 上川陽子議員が公文書管理担当大臣に就任。同日付で「公文書管理の在り方等に関する有識者会議の開催について」を決議。この有識者会議は、新たな文書管理法の在り方を含む、国の機関における文書の作成から国立公文書館への移管、廃棄までを視野に入れた文書管理の今後の在り方および国立公文書館制度の拡充等について検討を行うもので、公文書管理担当大臣の下に開催されることとされた。また、この有識者会議は、公文書管理法（仮称）の在り方を具体的に議論した点で、従前の官房長官懇談会等と異なるものである。

**同年 7月 1日** 有識者会議が中間報告を公表

**同年11月 4日** 有識者会議が「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む」を公表

**2009（平成21）年 3月 3日** 「公文書等の管理に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出

**同年 5月21日** 衆議院内閣委員会に付託

**同年 6月10日** 原案を全会一致で可決。自由民主党、民主党等の共同提案による附帯決議15項目も全会一致で付された。

**同年同月11日** 衆議院本会議で全会一致により可決

**同年同月15日** 参議院内閣委員会に付託

**同年同月23日** 参議院内閣委員会で全会一致により可決。民主党、自由民主党等の共同提案による附帯決議21項目も全会一致で付された。

**同年同月24日** 参議院本会議で全会一致により可決成立。

**同年 7月 1日** 法律第66号として公布された（施行期日は平成23年4月1日）。

[宇賀克也著『逐条解説 公文書等の管理に関する法律』1～4頁、6～9頁参照]